

笛吹川都市計画道路中、 3・3・6号 甲府バイパス（国道20号）を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考	
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造		
幹線街路	3・3・6	甲府バイパス（国道20号）	笛吹市石和町四日市場	笛吹市石和町広瀬		1,340m	地表式	4車線	22m	・幹線街路甲府外郭環状道路東区間と立体交差 ・幹線街路との平面交差1箇所	起点変更 延長変更	
	車線の内訳		4車線			1,340m						
	構造形式の内訳		全区間			1,340m	地表式	4車線	22m			
	その他		廃止区間は起点側の1,640m									

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由

甲府バイパス（国道20号）は、笛吹市マスタープランにおいて、広域的幹線街路であり、現在計画決定されている部分のうち、疾風橋～石和橋西交差点区間は整備済みとなっている。未整備区間となっている八田交差点～石和橋西交差点までは、「県道小石和市部線」として整備されており、市マスタープランにおける主要幹線道路（都市連携道路）としての規格・機能を十分満たしている。また、交通量推計においても混雑度が低いこと、将来交通容量は十分満たされていることにより、周辺道路や、環境面に与える影響も低い。このことから、現況道路により道路ネットワークの機能を十分満たしているため八田交差点～石和橋西交差点までの区間を「廃止」とする。

【笛吹川都市計画道路変更新旧対照表】

3・3・6号 甲府バイパス（国道20号）

〈新〉

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・6	甲府バイパス（国道20号）	笛吹市石和町四日市場	笛吹市石和町広瀬		1,340m	地表式	4車線	22m	・幹線街路甲府外郭環状道路東区間と立体交差 ・幹線街路との平面交差1箇所	起点変更 延長変更
	車線の内訳		4車線			1,340m					
	構造形式の内訳		全区間			1,340m	地表式		22m		
	その他		廃止区間は起点側の1,640m								

〈旧〉

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・6	甲府バイパス（国道20号）	笛吹市石和町市部	笛吹市石和町広瀬	笛吹市石和町窪中島、四日市場	2,980m	地表式	4車線	22m	・幹線街路甲府外郭環状道路東区間と立体交差 ・幹線街路との平面交差1箇所	
	車線の内訳		4車線			2,980m					
	構造形式の内訳		全区間			2,980m	地表式		22m		
	その他										

## 計 画 説 明 書

都市計画区域名	笛吹川都市計画区域	市町村名	笛吹市
件 名	笛吹川都市計画道路の変更（山梨県決定） 3・3・6号 甲府バイパス（国道20号）		
計画の内容	3・3・6号 甲府バイパス（国道20号） 延 長：2,980m 構造規格：第4種第1級 設計速度：60km 車 線 数：4車線 幅 員：22m 最小曲線半径：∞ 最急縦断勾配：0.5% 計画交通量：R12年 約345（百台／日） 変更の内容：起点側の1,640mを廃止		
理由	<p>現笛吹川都市計画道路は、高度経済成長期に人口増加や交通量の増大などを背景に計画決定され、区画整理事業、街路事業と合わせ整備を進めてきた。しかし、最近の人口減少、少子高齢化など社会情勢の大きな変化が急激に進んでいる現状により、都市計画道路の位置付けや必要性にも変化が生じている。このことを踏まえ、マスタープラン等の上位計画における将来像や都市構造における既決定路線の位置付け、まちづくりとの整合や将来交通需要への対応、既存路線を含めた道路ネットワークなどを再検討し、笛吹川都市計画道路見直しを行うものである。</p> <p>甲府バイパス（国道20号）は、笛吹市マスタープランにおいて、広域的幹線街路であり、現在計画決定されている部分のうち、疾風橋～石和橋西交差点区間は整備済みとなっている。都市計画決定後、国道20号の道路事業計画が変更となり笛吹川を渡河する計画で整備が進められたため、未整備区間となっている八田交差点～石和橋西交差点までは、「県道小石和市部線」として整備され、市マスタープランにおける主要幹線道路（都市連携道路）としての規格・機能を十分満たしている。また、交通量推計においても混雑度が低いこと、将来交通容量は十分満たされていることにより、周辺道路や、環境面に与える影響も低い。このことから、現況道路により道路ネットワークの機能を十分満たしているため八田交差点～石和橋西交差点までの区間を「廃止」とする。</p>		
経緯	（当初決定）S46. 3. 31 山梨県告示182号 （変 更）H23. 3. 24 山梨県告示138号（名称変更） （変 更）R3. 12. 16 山梨県告示312号 （環状道路との交差点に右折車線追加）		
土地利用状況	（廃止予定区間） 宅地 約0.7ha 農地 約0.1ha その他 約0.6ha		
課題点	【法53条の適用関係】許可件数0件 廃止にあたり都市計画法53条に規定する建築許可、セットバック箇所に対するの説明等が課題となるが、沿線住民には十分な説明を行うことで理解を得られている。		
その他			